

財在濟水卷問題

2

3

極秘

秘密指定解除  
公文書監理室

日韓問題研究会資料二

財産請求権問題

重 文 記  
日韓問題研究会

昭和三十三年五月  
アジ ア局第一課

手記  
日韓問題研究会  
日本側主張  
韓国側主張  
日韓問題研究会  
日韓問題研究会  
日韓問題研究会  
日韓問題研究会

財産。請求権問題

(1) 朝鮮の独立に伴い、日韓両国がそれぞれ相手国に有する財産及び

相手国に対する請求項目をいかに処理するかは、平和条約第四条

(a) 項により、日韓両国政府の特別取極の主題とされている。

しかして日韓両国の主張は、平和条約第四条(b) 項を日本が承認

したことの意味、具体的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六

日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し所有されたとする趣

旨の軍令第三十三号(付属一)をめぐり法律解釈で全く対立し

ている。

(2) 韓国の主張は、日本の韓国併合は不法行為であり、よつて日本の

統治期間中に造成された在韓日本財産はすべて非合法的に獲得さ

れたものであり、全般的に没収されるものである

よつて日本が平和条約に立ち、  
と9月招致に立ち、

日本財産

在韓日本財産は軍令第三十三号によつて没収され、ついで一九四八年の米韓協定により韓国に移譲されたものであり、日本は平和条約第四条(b)項によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、在韓日本財産に対する請求権は全く存在せず従つて第四条(a)項にいう特別取極の主題となるのは、韓国側の一方的対日請求権のみであるといふにある。

(3) 右韓国側主張に対しわが方は、日本が第四条(b)項を承認したことの意味は、国際法上適法と認められる処分のみを承認しているのであり、占領軍たる米軍は単に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産まで直接かつ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令第三十三号を承認しているのは米軍の敵産管理処分の行為を認めているのに止り、これ等財産が売買、移転せら

注

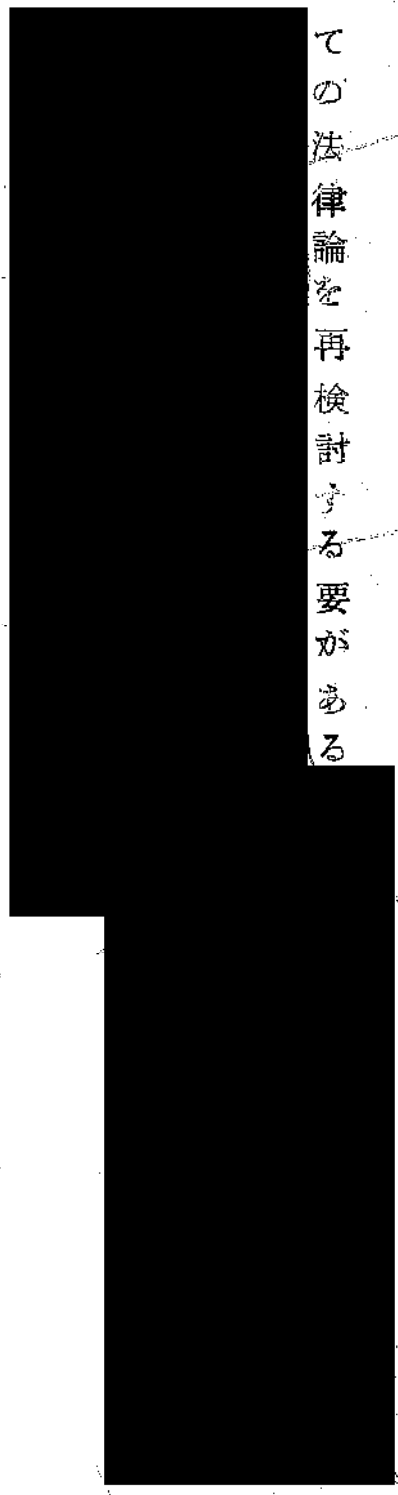
日本が軍令第三十三号を承認しているのは米軍の敵産管理

に  
9.30

れた場合にもその財産の対価あるいは果実に対しては、原所有者たる日本人が依然として請求権を有するものであり、従つてわが方の在韓財産に対する請求もまた日韓特別取極の主題となり得るというのである。

(4) 右の如く両国の主張は平和条約第四条(b)項の法律解釈をめぐり根本的に対立しており、爾來韓国は、日韓会談再開のための前提条件として日本が在韓財産に対する請求権を放棄すること及び昭和二十八年十月の日韓会談の際、本問題につき述べられた久保田代表の発言を取消すことを執拗に繰返している。

(5) 従つて日韓会談を再開に導くためには、わが方対韓請求権についての法律論を再検討する必要がある



また第四条の(b)項は元来平和条約草案になかつたのであるが、韓国が米政府に働きかけた結果、挿入されたという経緯を有し、米國としても終戦後韓国においてとつた日本財産処理よりすれば、右韓国側要請を無下に拒否するを得ない立場にあつたとみられる。

(5) 本条項に関する米政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付在米韓国大使あて書簡(付属二、同一趣旨は日本側にも伝達されたと示されており、在韓日本財産権が剝奪(Whoot)されたとい

である。

さらに本問題に関する米側見解はアリソン大使が昭和三十一年一月十八日谷大使に手交した「日韓請求権解決に関し対日平和条約第四條の解釈に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明」(別添)に詳細に示されている。本スチートメントも在韓日本財産に対する日本側請求権を否認している。

(b) したがってわが方は対韓請求権の放棄を覚悟しなければならぬが、かくするときは、韓国側従来の主張のごとく請求権交渉において議題となるのは韓国側の一方的対日請求ということになるとみられる。

韓国は第一次日韓会談において附属四のような対日請求を行い、次いで第二次会談において右を具体化したともいふべき附属五のよ

うな請求項目を提示してきた。

これら項目については領土の割譲あるいは分離の際における先例に照らし法律的に十分に検討し対処することが必要である。



# 秘密指定解除

公文書監理室

附  
屬  
三

極  
秘

## Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with Respect to Korean-Japanese Claims Settlement

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department interpreted Article 4 of the Japanese Peace Treaty as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and act of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The Department remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States military government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of a independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as incompatible with the language, rationale and intent of the vesting decree, the transfer agreement, and Article 4(b) of the Peace Treaty.

When it came to Korean claims against Japan and Japanese nationals, the drafters of the Peace Treaty did not consider that they had before them either sufficient facts or sufficient analysis of applicable legal theories to lay down a solution in the Treaty, although it was obvious that such claims had already been met to some degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea. Accordingly, as in the case of other former Japanese territories, they left these questions entirely to

arrangements

to be made by the countries concerned. They contemplated that in the special arrangement

referred to in Article 4 (a) the parties, would take into account the fact that Japanese-owned properties in Korea had been vested) hence the statement in the above opinion that such disposition was "relevant" in the consideration of the special arrangements. Thus the special arrangements between Korea and Japan would encompass determination of the extent to which Korean claims against Japan should be considered to be extinguished or satisfied by virtue of the take-over by the Korean Government of Japanese assets in Korea.

It was appropriate, it is believed, for the United States to give the interpretation set forth in the Department's note of April 29, 1952, to the Korean Ambassador because of the responsibility of the United States for the Treaty provisions; but it does not appear appropriate for the United States to express opinions as to just how the disposition of Japanese properties in Korea is to be taken into account by the parties in entering into the special arrangements are a matter between the two governments concerned, and such a determination can only be made by the parties themselves or by an authority which might be charged by them with doing so and after full examination of the facts and applicable legal theories which the parties might present.

*Contemplated by the Treaty. The special arrangement.*

韓日間財産及び請求権協定要綱韓国側提案

(一九五二年二月二十一日提出)

- 一、韓国より運び来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀を返還すること
- 二、一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮總督府負債を決済すること
- 三、一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金されたる金員を返還すること
- 四、一九四五年八月九日現在韓国に本店又は主たる事務所のあるたる法人の日本にある財産を返還すること
- 五、韓国国民(法人を含む)の日本國又は日本國民(法人を含む)に対する日本の國債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金及びその他の請求権を決済すること
- 六、韓國國民(法人を含む)所有の日本法人の株式又はその他の

証券を法的に認定すること

七、前記の賭財産又は請求権より生じた賭果実を返還すること

八、前記の返還及び決済は協定成立後即時開始遅くとも六箇月以内に終了すること

極秘

附屬五

秘密指定解除

公文書監理室

ALIDE-MEMOIRE on talking of the 14th May, 1953

一 韓国国宝、歴史的記念物（美術工芸品、古書籍その他）

返還請求に關し目錄提示打合せの件

二 韓国地図原版、実測地図及び海図返還請求に關し目錄提示打合せ

の件

三 韓国人（法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式そ

の他証券）償還その他取扱方法に關する日本側意見照会の件

四 韓国人被徵用勞務者に対する諸未払金供託分に対する資料打合せ

の件

一 一九四五年九月三十日付 S C A P I N 七四号による特定在韓活動閉鎖機関（朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会）の在日財産の実体並びにその管理状況照会の件

二 一九四五年九月二十二日付 S C A P I N 四五号及び一九四八年十一月十七日付 S C A P I N 一九六五号に關連する在韓会社三四九社の在日財産管理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況照会の件

三 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦歿者七四、八〇〇名（未確定概數、追て名簿提出可能）に対する弔慰金等措置に關する日本側対策又は意見

四 太平洋戦争中韓国人被徵用勞務者（一九四六年九月三十日現在申告者數一〇五、一五一名内徵用中死亡者一二、六〇三名、同負傷者約七、〇〇〇名但し、以上は未確定數たるも、追て名簿提出可能）の未払金及び弔慰金等措置に關する日本側対策又は意見

三 韓国内において交換回収し S G A P 要員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金清算方法並びに時期に対する日本側意見

六 韓国人が日本及び日本占領地域より帰国の時、当該地日本官憲に強制的に保管寄託せる日本銀行券、日本軍票、日本政府紙幣等保管状況及び同代り金清算方法並びに時期に対する日本側専門的意见

七 戦争終結直後朝鮮銀行が立替支払いたる日本政府一般会計才出国庫金七四二、八五九、〇〇二円及び日本銀行に対する貸越金一五八、八八九、八四二円清算方法及び時期に対する日本側専門的意见

八 朝鮮銀行券発行準備在日分還元方法及び時期に対する日本側意見

九 旧朝鮮總督府東京出張所資産（朝鮮總督府鉄道局局員共済組合財産）管理状況照会の件

十 朝鮮奨学会維持財団在日財産現況に関する照会の件

ALIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953

- 一 旧李王家財産韓国国有化に関する件通知
- 二 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産等返還方法に関する日本側意見照会の件
- 三 諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

A の部

朝鮮電業株式会社注文品代金前渡金	六	一	八	七	〇	六	七	円
京城電気株式会社	二	〇	七	〇	〇	八	八	"
南鮮電気株式会社	八	〇	七	〇	〇	一	六	"
西鮮合同電気株式会社	一	三	七	六	〇	三	"	"
農地開発営団	二	八	二	八	〇	六	"	"
馬事会種馬代金前渡金	八	四	七	七	四	五	"	"

B の部

在外日本軍部機関の供託金等	下	九	三	五	一	九	三	"
麻薬代金未収金(日本厚生省外)	一	六	九	八	五	七	三	"
交通部運賃乗車券代その他未収金	三	六	九	八	〇	三	八	"
林産物供出代金未収金	五	九	六	五	六	二	七	"



朝鮮食糧管團未収金 五三九九五・四三二円  
 水利組合連合会関係未収金 八八九一〇〃  
 農地開発管團工事前渡金 二五五五四二〃

Cの部

韓国人加入者に対する日本十九生命保險会社の生命保險責任準備金 四〇〇〇〇〇〇〃  
 同未経過保險料概算 五〇〇〇〇〇〇〃  
 十三損害保險会社の未払保險金 七三〇五・四六八・三三  
 同十三会社に対する朝鮮火災海上保險会社の再保險回収金 一〇〇三・〇六九〇・八三  
 日本側在韓支店銀行の預金並びに為替組戻しその他雜費代払金 二二七六・三八七二・二二五  
 日本内銀行に対する個人預金 六二三六・六三八・七六  
 日本内銀行の発行せる送金 七九六八・五九・六七  
 為替にして受け取らざる分

Dの部

郵便為替貯金韓国側受け取り勘定

一四七五九六〇八〇円

貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定

一七三八四六四三三

簡易生命保険関係受取金

三九一三五二九六四

薬工品代金未収金

三五六三三二一

放送局注文品代金前渡金

一一五六〇四

専売局関係未収金

五二四〇一七四

以上A B C D各部の内容明細については韓国代表部韓奎永書記官經由にて随時御照会被下度

Dの部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約

五億円）に関する件

二 第三国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方法に関する件

極秘

秘密指定解除  
公文書監理室

(訂正版)

日韓關係研究會會報第一

財源調査地誌

昭和二十二年八月  
アジア風俗一環

財産・請求権問題

一、(1) 朝鮮の独立に伴い、自領南滿がそれぞれ南滿半島に有する財産及

利手続に對する請求権をいかに處理するに付、平和条約第四條

(2) 用によリ、日韓兩國政府の特別取極の主眼とされている。

しかして日韓兩國の主張は、平和条約第四條(2)項を日本が東洲

したことの意味、具體的に付在韓米軍政府が一九四五年十二月六

日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し所有されたとする議

旨の命令第三十三号(付第一一)をめぐり法律解釋で全く対立し

ている。

二、(2) 遼東の主権は、日本の海關協會は不法行為であり、よつて日本の

統治權中に對する、したがに遼東日本財産はすべて合法的に帰属さ

日本國及びその口は、  
韓口にあるもの並に日本口及びその口  
民の請求権(債権を含む)を以て韓口及びその口(法人を含む)に對  
するものとして、並に日本口及びその口及びその口及びその口  
本口及びその口及びその口及びその口及びその口及びその口  
の口及びその口及びその口及びその口及びその口及びその口

在韓日本財産は事令第三十三号によつて没収され、ついで一九四  
 八年の米穀法改正により韓法に移譲されたものであり、日本は平和  
 条約第四條第四項によつて右日本財産没収の効力を承認しているの  
 であるから、在韓日本財産に対する請求権は全く存在せず、従つ  
 て第四條第四項にいう特別取極の主眼となるのは、債權額の一方向的  
 対日請求権のみであるといふのである。  
 右條第四項主眼に對しわが方は、日本が第四條第四項を承認したことの  
 の意味は、債權主上遺法と認められる処分のみを承認しているの  
 であり、占有取たる米穀は單に破産管理者の立場にあつたに過ぎ  
 ず、私有財産として扱はれかつ包括的に没収するを許さないはずである  
 から、日本が第四條第三十三号を承認しているのは米穀の破産管理  
 処分のみを承認しているのに止り、これ等財産が所有、移譲せら

(b)

韓口は右主張は甚だしい付屬(二)の如き  
 對日請求権を行つたオニ次會談の  
 右を具體化したと云ふべき附屬(三)の請求  
 項目を提示した。

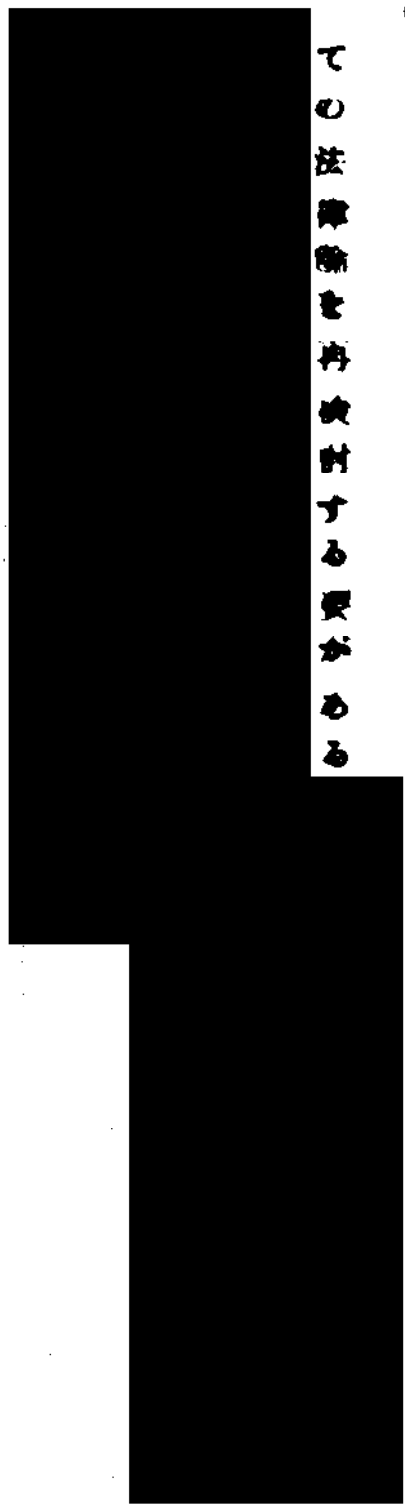
より在韓日本財産の欠程の効力を

在韓合衆國の破産法により、又はその指令に従つて行われ日本に及ぼす口は

れた場合にもその財産の対価あるいは果実に対しては、原所有者  
たる日本人が依然として請求権を有するものであり、従つてわが  
万の在該財産に対する請求もまた日韓特別取極の主國となり得る  
といふのである。  
日本に及  
やが方は右強強に基がいつし属(四)の授と未を行つた。

三、協定の如く南島の主權は平和条約第四條(四)項の法律解釈をめぐり  
本協定に對立してかり、親來連國は、日韓合議再開のための前送条  
件として日本が在該財産に対する請求権を放棄すること及該利益  
二十八年十月の日韓合議の條、本問題につき述べられた久保田代  
考の事實を取消することを義務に課返している。

(4) 従つて日露金銀を再明に導くためには、わが方對韓請求權についての法律論を再検討する要がある



また第四條の同項は元來平和條約草案になかつたのであるが、  
韓国が本國政府に働きかけた結果、挿入されたという経緯を有し、  
本國としても感懐使韓国にかいてとつた日本財産格差よりすれば、  
右條約締結を無下に拒否するを得ない立場にあつたとみられる。

四 本條約に關する本國政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付  
在米韓國大使宛て書簡(付録二、同一趣旨は日本側にも伝達され

た)に示されており、在韓日本財産權が損害(Asset)されたとし

又、昭和三十一年一月十日付(ア)大使宛ての書簡(付録三)に

このは  
不問(後)

日韓請求権解決の圖し対日平和条約の四條の解決の圖する  
るアメリカ合衆國政府の立場の表明に示されていゝ。

右米側見解は兩者とも在韓日本財産の對する日本側

請求権を否認してゐる点では同様であるが、後者のあつて

は前者が在韓平和条約四條の項において日本が有効として

承認した財産の処理は、米側見解によつて平和条約四條の

項の特別の條を考慮せよといふべきであらうといふ趣



取付して、韓国の訂立請求の因り、平和条約の起草者が

かる請求は既に日本財産の帰属によつてある程度満足

を以てし、明らかであつたが、平和条約中の規定するに

充分な事實あるいは充分な法律論の分析を以てして

の両面を日韓両の特別取極の委由にあり、日韓

特別取極の際に韓国の訂立請求が日本財産の取得に

必要なる程度は満足しあるいは満足しあるいは満足

此のべきかの範圍の決定問題も完全な言はれらるべきである

して、米口倒。見解を説明してゐる。

a、	日本法人に対する韓国国内金融機関の滞り賃金	五〇六、四六六、二四六・〇〇
b、	日本人に対する韓国国内金融機関の滞り賃金	二一六、二四一、七六三・〇〇
c、	日本法人並びに日本人に対する仮払金	一、一六五、六二六・〇〇
d、	日本法人並びに日本人の未納税金	一、六四二、一〇二・一五・〇〇
e、	貿易補償金	一一七、六一七、二〇〇・〇〇
f、	貿易保留金	一〇三、五七五、五〇〇・〇〇
g、	軍事行動に因る被害	二、三三三、九八八・〇〇
h、	強制撤去並びに疎開に因る被害	一、一〇五、五六一、二五三・〇〇
i、	一九四五年八月九日以後日本官吏の越権行為に因る被害	三、三三、五八五、二二五・〇〇
j、	強制供出に因る被害	一、八四八、八八四、四三七・〇〇
k、	公共団体の破壊並びに企業整備に因る被害	三、八〇一、四六八・〇〇

四 韓国に抑留された船舶のうち、国連軍によるものは返還されているから、韓国側によるものもすべて返還すべきである。(議題

D)

三 大局的を解決をはかるため、韓国海運業の発展に資するという名目で、船舶の置籍及びヴェヌステイニング・デクリーに関する解釈とは関係なく、日本政府が商船五、六一〇トン、漁船三三六トンを韓国政府に提供するという形式により、韓国に抑留されている日本漁船の問題を除き、懸案となつていた船舶問題の最終的解決をはかることを提案し、韓国側の出方がいかに、右船舶の増量を考慮しうべきこともほのめかした。

抑留は国連軍によるか韓国軍によるか判然せず、調査困難である。

上記の数量は、韓国が返還を期待している七四、〇〇〇トンの十五分の一で、余りに少く、受入れられないと主張した。